

元道祖本保育所三者協議会（第12回）会議録

1 日時

平成27年11月7日（土） 午前9時00分から

2 場所

私立さいのもと保育園

3 出席者

- ・さいのもと保育園保護者 3人
- ・社会福祉法人 とよかわ福祉会 事務局長、園長
- ・保育幼稚園課 中井課長、瀧川参事、千葉副主幹

4 案件

- (1) ふれあいデーを振り返って
- (2) 第2グラウンドの使用方法について
- (3) 保育短時間の延長保育料の取り扱いについて
- (4) その他

5 発言要旨

(市) 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、三者協議会に出席いただきまして、ありがとうございます。

今回の三者協議会ですけれども、本来でしたら10月24日ということで、ご準備いただいていたと思うのですが、私の不注意で入院することになってしまいまして、急遽、この日付に変更していただいたということで、誠に申し訳ありませんでした。

今後は、きっちり健康に注意しながら、このようなことのないようにということで、やっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

そうしましたら、早速ですけれども、第12回の三者協議会ということで、開会させていただきたいと思っております。

これより議事進行につきましては、三者協議会の議長であります中井保育幼稚園課長にお願いします。

(市) 改めまして、皆さんおはようございます。

早速ですけれども、本日の会議次第に従いまして、進行させていただきたいと思います。

まず1点目でございます。「ふれあいデーを振り返って」ということでございます。

今年度のふれあいデーにつきましては、10月10日に実施していただきましたけれども、その振り返りということで、保護者の皆さまからご意見等がございましたら、ご紹介をさせていただいて、法人様からも、実施時の感想や、来年に向けての取組方法等もお聞かせ願えればと思います。

それでは、まず保護者の皆さまから今回のふれあいデーにつきまして、ご意見とか感想とかございましたら、ご紹介いただけますでしょうか。

(保護者) 個人的な意見になりますけれど、こちらの園庭での開催になってから、4回目ですか。毎年狭いと思うのが一番なのですけれど、子どもたちが競技をするスペースとしては、あれぐらいでもいいのかと思うのですけれど、保護者が見る観覧席というのは、やはり毎年、見えない場所がすごく多くて、特に今年は、プール前の砂場のところは、いつも見られてましたよね。

今年は、あそこに入れなくなっていて、ブルーシートがかかっていたので、少しのスペースですけれども、あのスペースが見られないというだけでも、凄くやはり大きいと思うのです。

門の前に見られない保護者があふれていたのが現状で、私もそこにいたひとりなのですけれども、余裕がないのかなと思いますね。

そのあたりは、保護者の方からの声というのは、ありませんでしたか。

(法人) その点については、なかったですね。

今の砂場のところなのですが、例年も入らないようにというふうに聞いておりました、入っておられたというのは、私も昨年度見させてもらっていて、見ていたのですけれども、元々入らないようにというところなのですが、どうしても来られるのです、というようなことも聞いていたので、では、シートをしましようかということで、今年度はさせてもらったのですね。

今、聞いていまして、砂場のところぐらいまでだったら、荷物・道具等の置き場所とかにも、あまり影響はないかと思っておりますので、次年度も園庭でということであれば、砂場も保護者席にということ

とは可能です。

(保護者) 私は第2グラウンドでやっているときを知っていますので、やはりあちは、ぐるっと見れたというか、本当に見るスペースは、広がったのです。

保護者が観覧する席が凄く広くて、見えないからつま先立ちをするということなんてなかったのです。

やはり、子どもたちが頑張って練習してきている様子を親が見に来るといふ催しなので、もう少し配慮していただければというのが、個人的な意見ですけれども、園庭での開催になってから4回ですか、毎回思います。

あと、シルバー席として、ブランコのところを確保していただいているのですけれども、座っておられない席にシルバーさんではない親が入ってビデオを撮っていたのを見えています。

そこらへんも、やはり、「そこはダメだ。」と認識している者としては、空いているけれど、行きたいけれど行かない、「でも撮っているひといるやんか。」という保護者が何名かいたのです。

「あの人たち撮っているで。」と実際に私ちた言われましたし、そこらへんは、やはり先生からの注意というのが欲しかったと思います。そういう保護者が目立ったので。

(法人) 今の件につきましては、始まる前にも注意させていただいたのです、実は。

途中でもありまして、競技のときには、私がマイクで言うよりも言いに来た職員に、「言ってきてください。」ということで、伝えてはもらっているのですけれども、聞いていただけない、また、少しすると座りに来られるというような状況がありました。

(保護者) 観覧席が狭いので、そうなると思うのです。第2グラウンドでやっていただければなというのが、強い思いではあります。

(市) そのほかに、何かありましたら。

毎年、色々な反省点が出てきて、次の年度に改良して、取り組めるものは取り組んでいくというのが、やはり、こういう振り返りの大切なことなので、感じられることがあれば気軽に言ってもらって、できる、できないは別として、検討の土台には挙げてもらえると思うので、せっかくの機会ですし、もし何かあればと思いますけれども。

(保護者) ○○保育所にも子どもを通わせているので、ふれあいデーと運

動会が重なってしまって、12月12日（生活発表会）も重なってしまったので、近隣の保育所とは調整いただければ。

年間の予定は、4月に決まってしまっている。

- (市) 今年はまだなかなか、この保育園だけではなくて、シルバーウィークが長くあって、小学校の日程がずれたり、その辺の関係で、日程調整が非常に困難で、あるところでは小学校と重なってしまったということ、非常に保護者の方にご迷惑をかけたケースもあるのです。日程調整は、近隣の保育所、幼稚園、それから小学校というのは、連携をとるように市のほうでも積極的に取り組んでいますので、その辺も含めて今後していただくように、助言等アドバイスもさせていただきたいと思いますので。

ほかよろしいでしょうか。

では、法人様の方から。

- (法人) 今、出ました2点、第2グラウンドの使用ということと、日程の件については、次年度の検討課題ということで、また、直前に結果については、役員さんとの協議も含めて決定していきたいと思えます。

園の方としましては、内容的には、狙いとか取り組み方については、そのまま引き継いで実施させていただきました。

今年度、ストーリー性を持たせて、2歳から5歳まで、「宝物を探しに行こう」ということで、凄くイメージが持てて、「これで職員同士の繋がりも少しできたかな。」というふうな反省が、職員の方から出ていました。

競技の中にも、保護者の方にも参加していただいたことで、子どもたちを凄く盛り上げていただきましたし、保護者の方の後の感想をノートに寄せてもらっているのですけれども、「楽しめました。」というような感想が多かったです。

- (市) 保護者の皆さまにもご協力をいただいて、来年度以降より一層、充実した形で実施していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、2つ目の案件に移らせていただきます。

「第2グラウンドの使用方法について」ということでございます。

第2グラウンドにつきましては、子どもたちの遊び場としているほか、子どもさんの送迎時の駐車場として一時的な活用をしていただいているようなところです。

法人様からグラウンドの使用方法について、ご提案をさせていただきたい件があるということですので、まず法人様の方から説明をお願いいたします。

(法 人) 第2グラウンドの使用方法について、「お願い」という形になりますけれども、現在、保護者の方の送迎時だけではなくて、職員の通勤のための車も停めさせてもらっているのです。

その車が日中あることによって、なかなか子どもたちが、第2グラウンドで思い切り遊ぶということが、現在できていない、凄く迷惑をかけているという状況ですので、できましたら、今ある鉄棒の位置を変更しまして、今ある鉄棒のラインに、何かガードをとというような形をとって、その北側、奥に職員の車を停めさせていたいただきたいと考えているのです。

だから、第2グラウンド自体は少し狭くはなりますけれども、今ある鉄棒から北側だけということで、させていただければと。鉄棒の位置については、また、職員と相談しまして、「どこがいいか。」ということ相談した上で、移動させたいと思っております。

ただ、今、鉄棒の移動についての見積もりを取っている段階ですので、確実にそうなるということではないのですが、そのような形でさせていただければと思っています。

(市) ありがとうございます。

ただ今のご提案について、ご質問とかご意見とかがございますたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) その件で、もし、保護者の方が、「それは止めてください。」というような意見が多ければ、しないということですか。

そうではなく、「お願い」という形で、「します。」ということですか。

(法 人) できればさせていただきたいと思っておりますが、どうしてもダメだということであれば、こちらもまた、どういう方法があるかということも検討していかないといけないかなと思っています。

(保護者) そうなると、今話した、ふれあいデーは、できないですね。今ある鉄棒を手前に持ってくるのですか。

(法 人) 鉄棒をどけて、例えばフェンス寄りとかに移設をしようかということ。

(保護者) 鉄棒を移動させて、別の場所に。真ん中に来ることは、ないですね。

(法 人) 鉄棒を移動させて、そのスペースを空けて、北側の奥の方に職

員駐車を、スペースを取って、今考えているのは、ワイヤーをかけてネットを張ることで、駐車スペースと園庭をきっちり区分しようかと。

ですから使う部分は、基本的には減らないということになるのですけれど、ただ、見ていただいたら分かるように、グラウンドにかなり石が出てきたりしているので、今後、園庭でふれあいデーをやるということになったときに、かなり土をもう一度さわり直さないと、転ぶと必ずけがをするかなという状況です。

(保護者) 確かに車を入れるようになってから、ボコボコになっていますものね。

子どもたちが、のびのび遊ぶためのスペースであることに変わりはないのであれば、してもいいのかなと思いますけれど、できれば、今までどおりの第2グラウンドとして使用していただきたいというのは、すみません、個人的な思いではあるのですけれども、元々、移管先法人さんを探すときに、第2グラウンドも含めて移管していただけたところ、第2グラウンドというのも、できた経緯というのもそうなのですから、子どもたちの運動の権利は絶対、ここは、元々公立なので、お勉強とかがメインではなくて、体を動かすとか、そういうことがメインでできた保育所であると思うのです。

私の子どももそうなのですから、私立より公立を選ぶ理由は色々ありますが、しっかりと、そういうスペースがあるのが良いと思って、ここの保育所を選んだということもあるのです。

少しのスペースであっても、徐々になってしまうんだと、少し残念な気持ちになったりするので、もう少し保護者の意見を聞いていただきたい。

そういうことは、書面で出していただけたりするのですか。この場だけではないのですよね。

(法人) 意見を聞くということについてですか。

(保護者) 意見というか、「こういうことを考えています。」というお知らせを配布されるのですか。

(法人) 三者協議会で了承という形になれば、文書で保護者の方には、お知らせしようと考えていました。

(保護者) 分かりました。

(市) 第2グラウンドの活用について、1案件目の議論で、「こうしてほしい。」という議論と、2案件目の提案で重なってしまっている

ので、ある意味、関連しながら相反する方向に進んでしまっているような状況に、今なっていますね。

法人様が考えているプランが、ここで実際にお話をさせてもらって、図面上でどんなものか、そうしたら活動にどんな影響が出るのかというのも、まだしっかりイメージとして捉えられていない部分があると思うので、もし可能でしたら、今考えているプランを、「こうしたい。」というようなことを掲示等されて、ご意見を採られるか、「こんなふうに考えています。」ということで、一度、知らしめていただく方が良いかも知れませんね。

今、現状、「第2グラウンドも活用した、ふれあいデーを。」というご意向も伺っているので、その方向性が、その時点で死んでしまうのであれば、それは、しっかりと説明しておかないとダメだと思いますし、そうしても、「ふれあいデー」については、鉄棒より向こうのところなので、今までの観覧席ほどは取れないけれども、園庭でするよりは十分取れるので、そこの検討も平行して行います、というような形なのか、その辺が。

(法 人) 当日の駐車については、もちろん職員は、第2グラウンドで、ふれあいデーをするということであれば、職員の車は、駐車しません。

今年度もそうでした。土曜日ですので、法人の駐車場があるので、そちらの方に駐車しておりましたので、当日は停めないのですが、練習時、平日は少し。

練習自体には影響はないかと思っていますのですが。

(市) あそこで練習するとしても、鉄棒より向こう側は、デッドスペースになっていて、広いところで練習することになるので、多分、観客席に利用できる部分というのは、今、仰られたように影響がないのであれば、あまり変わらないかと思っています。

そういう、駐車場に使わせてもらいたいといったときのイメージが、舗装されたものになってしまうとか、固定されてしまって、そこは全く使えないというイメージを持っていらっしゃる部分もあると思うので、今の現状、土のままで一定の区切りをして使わせてもらう、それをどければ、大きなスペースとしての活用も可能な状況での駐車場活用なのか、それが少しまだ具体的には分からないので、心配が出てくるのかなと少し思ったりもするので、その辺の具体的なイメージがあれば、お示しされた方が良いのかと思ったりもしますけれども。

(法 人) 基本的にはそのまま、鉄棒の位置を変えて、鉄棒のラインのあたりにネットを張るような区切りをつけるという形で、もし、ふれあいデーを第2グラウンドですということであれば、取り外し可能ですし、先ほど言いましたように、職員の車は、もちろん当日は、停めないという形になります。

(市) そうでしたら、一旦、具体的なものが示せるのであれば示していただきたいと思いますし、また、保護者の意見を聞くような機会を持ってほしいというご意見だと思うので、その方法については、法人様の方から、また改めて提案してもらいなりしてもらいような形でよろしいですか。

(法 人) はい。分かりました。

(市) それでよろしいでしょうか。

(保護者) はい。

(市) ありがとうございます。

それでは、次の案件に移らせていただきます。

案件の3つ目、「保育短時間の延長保育料の取り扱いについて」ということで、議題とさせていただきます。

まず、来年度以降の公立保育所での保育短時間認定の方の延長保育料の取り扱いについてご説明させていただいた後に、法人様のお考えについて、ご説明を賜りたいと思います。

それでは、まず市の方から、公立保育所での取り扱いについて説明させていただきます。

(市) それでは、まず本市の公立保育所の延長保育料の取り扱いについて説明させていただきます。

お手元に、白黒の【参考】と書いている分があるかと思うのですが、すけれども、7月15日付けで、各公立保育所に掲示させていただいた文書で、裏もあるのですが、裏面を見ていただきながらお聞きいただくと分かりやすいかと思うのですが、公立の延長保育料については、今年度の4月1日から新しく、「子ども・子育て新制度」ということで、スタートした関係で、11時間の保育標準時間の利用可能時間を定めるということで、朝の7時30分から夜の6時30分、18時30分までを標準時間ということで、させていただいて、開所時間が、7時から19時までということですので、保育標準時間の利用可能時間の前後の朝7時から7時30分までと、それから夕方の6時30分、18時30分から19時までを延長保育時間として、月額利用については、朝の30分、それから夕方の30

分ともに2,500円ずつということで、両方利用された場合は、5,000円、日額利用の場合は、朝の30分、夕方の30分とも、それぞれ300円、30分300円ということで徴収させていただいております。

以上が保育標準時間認定の方の延長保育料の取り扱いなのですが、保育短時間認定の方もおられまして、この方については、8時間ということで、8時30分から16時30分までの8時間を、この4月から、新制度の関係で基本時間とさせていただいたのですが、本年度4月から、その前後、7時30分から8時30分までと、16時30分から19時まで、本来、この4月から新制度の関係で延長保育料が発生するのですが、公立保育所につきましては、新制度へ移行したことに伴って、保護者の皆さまの負担の軽減を図るためということで、経過措置ということで、今年度、平成27年の4月から平成28年3月までの1年間については、保育短時間認定の方の延長保育料のうち、午前7時30分から午前8時30分までと、午後4時30分から午後6時30分までの延長保育料については、徴収しないことということにしております。

ですから、保育短時間認定の方の延長保育料については、標準時間と同じように、朝の7時から7時30分までと、午後6時30分から午後7時までについてのみ、延長保育料がかかるということになっておったのですけれども、一応、経過措置が1年間ということで、平成28年度以降どうするかということが、この通知ということになっておるのですけれども、7月に各公立保育所に配布させていただいて、掲示いただいているのですけれども、裏面の下の2と書いている部分ですけれども、保育短時間認定（平成28年4月から適用）ということで、それぞれ書かせていただいて、7時から7時30分まで、それから7時30分から8時まで、8時から8時30分まで、ということで、午前の延長保育料ということで、月額、それぞれ7,500円、5,000円、2,500円、それから日額のほうは、900円、600円、300円ということで、午後の延長保育料としましては、16時30分から19時の延長保育料について適用ということで、16時30分から17時まで、17時から17時30分まで、17時30分から18時まで、18時から18時30分まで、18時30分から19時までということで区分しまして、月額のほうが、2,500円、5,000円、7,500円、10,000円、12,500円、日額のほうが、それぞれ300円、600円、900円、1,200円、1,500円ということで、徴収させていただくということになりますので、詳細に

については、またご覧いただけたらと思うのですが、法人様の方から、さいのもと保育園につきましては、こう考えているということで、これから説明がありますので、本市の公立保育所における来年度からの取り扱いについては、こういうことになりますので、よろしくお願いします。以上です。

(市) では、法人様から。

(法人) 法人の方としましても、公立保育所が、こういった形で徴収されるということで、基本的に同様の取り扱いをさせていただきたいと思っています。

保育園から出しているカラーの資料でお示しさせてもらっていますので、短時間認定の方の延長保育料については、公立と全く同様という形になります。

ただ、標準時間認定の方の延長保育料金につきましては、うちのほうは、夕方の18時から19時が延長保育時間としておりまして、料金が発生するのは、18時30分からです。そこが違うというところです。

以上で、来年度4月から法人としましても、短時間認定の方の延長保育料金は、このような形で徴収させていただきます。

よろしくお願いします。

(市) 今、ご説明をさせていただきましたけれども、その内容について、何かご質問とか、ご不明な点とか、ありましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、案件の4つ目に入ります、「その他」についてですけれども、何かございませんでしょうか。

(法人) 法人の方から報告としまして、言いにくいのですが、調理室の方で、10月末で1人、職員が退職しまして、11月4日から新しい職員、〇〇という職員が、退職したのは正規職員なのですが、臨時職員としまして、配置しております。

(市) 調理員さんが代わられたという報告がありましたけれども、この件について、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件は、全て終了いたしましたので、三者協議会を閉会させていただきます。

本日は、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—